

2009年1月30日
新規学校卒業者の1月末採用内定取消し状況について（談話）
日本高等学校教職員組合
書記長 藤田 新一

1. 厚生労働省は1月30日、「新規学校卒業者の採用内定取消し状況について」（1月23日現在）を公表した。それによれば、高校生の内定取消しは206人、大学生等は1009人、合計1215人である。一ヵ月前の採用内定取消し（12月19日現在）は高校生137人、大学生等632人であったから、高校生は1.5倍、大学生等は1.6倍に増加したことになる。高校生の内定取り消しは、過去10年間の最高値162人（2002年卒）の1.3倍という最悪の事態であることが明らかになった。

内定取消しの理由については、厚労省の前回の調査では、「企業倒産」207人、「経営の悪化」555人であったが、今回は「企業倒産」321人、「経営の悪化」881人となっており、それぞれ激増している。

2. 厚生労働省は、こうした重大かつ深刻な事態を前にして「新たな雇用対策」をかけた。その内容には以下のようなものがある。

(1) 企業指導の強化とともに、内定が取り消された者を含む未内定者に対して地域の企業との就職面接会を開催する。

(2) 特例措置として、内定を取消された就職未決定者についてもその就職先が早期に決まるよう、奨励金を対象者1人につき、中小企業には100万円、大企業には50万円を支給する。

(3) 中小企業緊急雇用安定助成金が、雇用保険の被保険者として6ヵ月以上雇用されていた労働者を対象に支給されてきた。被保険者期間が6ヵ月未満の者でも新規学卒者などを休業、教育訓練扱いにして雇用を維持する場合は、同助成金支給の対象とする。

3. これらの「新たな雇用対策」は、内定取消しを受けた生徒の雇用を確保する具体的な対策といえるものであり、評価ができる。それはこの間の労働者・国民の世論と運動の成果でもある。

しかし、企業に対する「助成」を中心とするこれらの対策で、内定取消しがなくなるとは考えられないし、高校生や大学生の雇用をふやすという根本的な対策にはなっていないと言わざるを得ない。

中小企業の経営悪化・倒産の背景にある大企業の〈カンバン方式〉や単価切り下げや、銀行の貸し渋り貸しはがしがある。こうした大企業・大銀行のやりたい放題を監視し、社会的責任を果たさせる施策が求められている。その施策をすすめるとともに、抜本的な中小零細企業の経営を守り、支援する対策を、厚労省をはじめ政府に求めたい。

4. 日高教は、大企業の雇用破壊という横暴を許さず、社会的責任を果たすよう強く求めるとともに、新規学卒者の内定取り消しをださないために引き続き政府に対し、具体的対策と財政措置を講じるよう求める。

これまで日高教は、厚労省に解雇・雇止めなど大量解雇を強行する大企業への「助成政策」を抜本的に改めることを求めてきた。その立場から、今国会で成立した第二次補正予算の「ふるさと雇用再生特別交付金（2500億円）」、「緊急雇用創出事業（1500億円）」、及び総務省「地域雇用創出推進費（5000億円）」の事業を、直接雇用を創出する政策として具体化し、就職できない生徒への雇用確保と生活保障をはかることをつよく求める。そのためにひきつづき、全国各地の構成組織と力をあわせて運動を強化するものである。

以上